

報道機関各位

令和 7 年 3 月 13 日

！
可決！

過去最大 106 億 1,300 万円 ～令和 7 年度芦屋町一般会計予算～



令和 7 年度芦屋町一般会計予算

◆歳入歳出総額 106 億 1,300 万円（前年比 + 11.0%）

○主な予算増理由（概算）

- ・工事請負費等投資的経費の増 2 億 7,000 万円
- ・人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う人件費の増 1 億 3,000 万円
- ・人件費や物価高騰に伴う委託料等の物件費の増 1 億 3,000 万円
- ・児童手当や障害児通所支援費等の扶助費の増 1 億 4,000 万円
- ・西祇園橋グレードアップ事業等の補助費の増 9,000 万円
- ・給食費無償化に係る学校給食費繰出金等の特別会計繰出金の増 5,000 万円
- ・基金積立金の増 2 億円

■問い合わせ先 財政課 財政係（TEL：093-223-3578）

ピックアップ1 庁舎・指定避難所非常用電源整備事業 予算額 539,730 千円

昨今の異常気象、大規模地震などを想定し、行政の業務継続性を確保するため、防災拠点である芦屋町役場本庁舎と指定避難所である中央公民館、総合体育館の計 3 カ所に、外部からの電力供給なしで 72 時間の電源を確保する非常用電源設備、燃料タンク等を整備します。

◎実施時期 令和 7 年度夏に着工し年度末までに完了予定

◎財 源 緊急防災・減災事業債

■問い合わせ先 ：総務課 庶務係（TEL：093-223-3572）

各施設担当：役場本庁舎：財政課 契約管財係（TEL：093-223-3576）

中央公民館：生涯学習課 公民館・文化係（TEL：093-222-1681）

総合体育館：生涯学習課 社会教育係（TEL：093-223-3546）

ピックアップ2 保育料の引き下げ、第2子以降無償化

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の引き下げを行い、また、保護者の所得やきょうだいの年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無償化します。

	項目	現行	見直し後
1	保育料の引き下げ	国基準額比で約10%軽減	国基準額比で約26%軽減
2	多子軽減	第2子…第1子の半額 第3子以降…無償 ※国の基準どおり	第2子以降…無償
3	多子軽減における、きょうだい児の数え方	未就学の児童 (6歳に達する年度末まで) ※国の基準どおり	年齢制限なし

◎開始時期 令和7年4月1日

■問い合わせ先 健康・こども課 子育て支援係 (TEL: 093-223-3537)

ピックアップ3 芦屋町教育支援センター設置 予算額 881 千円

児童生徒の心理的・情緒的な支援を目的とし、町の教育支援センターを設置します。登校困難な児童生徒の社会的自立を促進し、教育の質の向上を図ります。

◎主な取り組み ①教育相談、②集団生活への適応指導、③体験学習、④学習指導など

◎設置場所 芦屋町町民会館2階

◎開設日 平日の午前9時から午後3時まで ※土日祝日、年末年始は休み

◎対象者 芦屋町立学校に在籍し、学校への登校が困難な児童生徒

■問い合わせ先 学校教育課 学校教育係 (TEL: 093-223-3547)

ピックアップ4 高齢者世帯等熱中症対策エアコン購入費助成事業 予算額 700 千円

熱中症等の健康被害を防止し、高齢者の安全かつ安心な生活を支援するため、家庭用エアコンがない住宅に居住する高齢者世帯等に対し、エアコンの購入及び設置に要する経費に助成金を交付します。

◎主な要件

- ・65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者のみで構成される世帯、高齢者と障がい者のみで構成される世帯
- ・世帯員全員が住民税非課税の世帯
- ・自宅にエアコンがない世帯又は故障により自宅に使用できるエアコンがない世帯など

◎対象機器 壁又は窓に固定して設置するエアコン

◎助成額 エアコン本体の購入及び設置に要する経費 上限 70,000 円 (1世帯につき1台)

◎開始時期 令和7年4月1日

◎事業の終期 令和9年3月31日まで (2年間)

■問い合わせ先 福祉課 高齢者支援係 (TEL: 093-223-3536)

ピックアップ5 高齢者補聴器購入費助成事業 予算額 500 千円

聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

◎主な要件

- ・満 65 歳以上であること
- ・聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと
- ・耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた人など

◎助成額 補聴器本体（電池、充電器、イヤモールド含む）1 台分の購入費 上限 50,000 円

◎開始時期 令和 7 年 4 月 1 日

■問い合わせ先 福祉課 高齢者支援係（TEL：093-223-3536）

その他事業

◆その他新規事業

- ・特定不妊治療費（先進医療）支援助成事業 「健康・こども課 健康づくり係」
- ・新生児聴覚検査費助成金 「健康・こども課 健康づくり係」
- ・ワンヘルス教育推進事業 「学校教育課 学校教育係」
- ・スポーツ事業 「生涯学習課 社会教育係」

◆継続事業

- ・芦屋東小学校校舎大規模改修事業 「学校教育課 学校教育係」
- ・テニスコート改修事業 「生涯学習課 社会教育係」
- ・総合運動公園中央グラウンド改修事業 「生涯学習課 社会教育係」
- ・商工会補助事業（プレミアム付商品券発行事業分） 「産業観光課 商工観光係」



条例議案ピックアップ 芦屋港ボートパーク条例

◆議案第 16 号 芦屋港ボートパーク条例の制定

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、芦屋港ボートパークの設置及び管理に関する事項について、条例を制定するもの

■問い合わせ先 芦屋港活性化推進室 事業推進係（TEL：093-223-3550）

芦屋町議会日程等

議会の日程等については、芦屋町ホームページをご確認ください。

URL→<https://www.town.ashiya.lg.jp/site/gikai/>



プレスリリースに関する問い合わせ 【芦屋町役場】企画政策課 シティプロモーション係
担当：那木（なぎ） ☎ 0 9 3 - 2 2 3 - 3 5 7 1（直通）